

竹山16-2団地管理組合法人 駐車場使用規程

駐車場使用者は、次の事項を遵守するものとする。

1. 敷地内においては騒音防止に努め、エンジンをかけたまま駐車しないこと。
2. 夜間にあつては前照燈を滅光すること。
3. 棟前通路は、徐行して安全運転を励行すること。
4. 駐車場では、指定の場所に整然と駐車すること。
5. 駐車場に引火物・危険物等の持込みをしないこと。
6. 駐車場では喫煙をしないこと。
7. 駐車場及びその付近に紙屑、その他汚物を捨てないこと。
8. 自動車内には貴重品等の物品を放置せず、自動車から離れる時は必ず施錠すること。
9. 管理組合が行なう敷地内の不法駐車の排除に積極的に協力すること。
10. 駐車場使用者は互いに協力、協調して事故の防止に努めること。
11. 駐車場には、如何なる工作物の架設又は設置をしないこと。
12. 駐車場は自動車の駐車のみの使用とし、他の目的には使用しないこと。
13. 前各号に掲げるものの他、管理組合法人の指示に従うこと。

2018年3月11日より施行する。

この規程は、理事会の過半数の賛成により改定できる。